

# 小学校区コミュニティ推進基本方針（案） 市民意見（パブリックコメント）募集中

## 方針策定の趣旨

那覇市は、戦後の急激な都市化によって生活環境が大きく変化し、核家族化や少子高齢化に伴って顕在化している子育て支援・高齢者介護・障がい者支援などの社会的課題や、生活環境の維持改善・防災防災等の安全安心に関する課題など、地域における様々な課題が増加してきました。

人々の心の触れ合いや、繋がりまでもが希薄になってきたと言われている昨今、心の通い合う人間関係を生み出し、活力に満ちた、人間性豊かな地域社会を築き、次世代にそれらを伝えていくための地域コミュニティの役割が今日ほど強く求められていることはありません。

そこで、従来の自治会の活性化は当然のことながら、既存の地縁組織を超えた仕組みをつくり、希薄化する地域コミュニティを再建するための新たなコミュニティの在り方として、「小学校区コミュニティ推進基本方針（案）」を策定しました。

つきましては、本方針（案）について、市民のみなさまからのご意見を募集しています。



## 小学校区におけるコミュニティ

那覇市の目指す将来像は、地域で生活する人々が主体的に連携・協力しあいながら、その地域の課題解決に取り組んでいる地域コミュニティであり、それが市内全域に広がっている姿です。

そこで、地域コミュニティの範囲を概ね小学校区とすることを基本的な考え方とし、活動の拠点を小学校にある地域学校連携施設を基本とした校区内にある公共施設等とします。

小学校区は、半径500mといわれる高齢者の1日の行動圏と概ね同程度の面的広がりであり、公共施設である学校施設も有効に活用でき、子どもたちを通じたコミュニティ意識の芽生え・PTA活動を通じたまちづくりのための人材育成・こどもの貧困問題等にかかる支援などにも有益です。しかしながら、地域の実情は様々であるため、その地域の声を尊重しながら、特性を活かし、地域の実情に応じた範囲とできるように設定します。さらに、小学校は、収容避難所や指定避難所としても指定されているため、地域コミュニティの拠点とすることで、防災上の機能強化にも繋がります。

本市としては、このようなことから、小学校区における地域コミュニティを全市域に広げていけるよう取り組んでまいります。現状においては、自治会や通り会をはじめとした様々なコミュニティが存在することから、多様な地域特性を尊重するとともに、その地域の実情に応じ、小学校区における緩やかなコミュニティ形成を図ることができる地域から、「校区まちづくり協議会支援事業」を展開し、校区まちづくり協議会に対する助言及び活動に対する支援を行っていくとともに、小学校区におけるコミュニティを推進するための「7つの柱」を定めます。

## 小学校区におけるコミュニティを推進するための7つの柱

### <校区まちづくり協議会の設立支援>

校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する団体・個人・企業・事業所等、地域の方々の力で構成する団体が、合意形成を図ったうえで、主体的に校区まちづくり協議会を設立する際に、当該団体に対する助言等の支援を行います。

### <範囲>

基本的な範囲は概ね小学校区としますが、地域の実情に応じて、その地域の声を尊重し、その特性を活かした範囲とすることができます。

### <活動拠点>

活動拠点は、小学校にある地域学校連携施設を基本とした校区内にある公共施設等とします。

### <財政的支援>

那覇市校区まちづくり協議会支援事業実施要綱に基づき、各年度で定められた予算の範囲内で必要と認められる額の補助金を交付します。

### <目的>

校区内で活動する団体等が、校区まちづくり協議会を設立し、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力しながら、地域の課題解決を図っていくことを目的としています。

### <協議会としての認定>

那覇市校区まちづくり協議会支援事業実施要綱に基づき、届出をした協議会又は準備会について、その要件を確認したうえで認定します。

### <その他の支援>

那覇市は、地域の多様性を尊重し、その特性に応じた協議会の運営及び活動に対して、効果的な支援を行います。また、必要に応じて、既存の協議会からのアドバイザー等を派遣する事ができます。

## 市民意見の提出の方法について

<b>1.募集期間</b> 平成28年8月15日(月)～9月14日(水)	<b>4.その他</b> (1) 意見提出の様式(別紙)に、氏名、住所、電話番号を明記の上、左記のいずれかの方法で送付してください。なお、 <b>匿名や電話でのご意見については、受付できません</b> ので、あらかじめご了承ください。 (2) 提出されたご意見については公表しますが、住所、氏名、電話番号など個人情報については公表いたしません。頂いたご意見については、意見の分野ごとに整理し、本市の考え方を公表いたします。 個別ごとの回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
<b>2.確認方法</b> (1) 那覇市ホームページからダウンロード (2) 那覇市役所 まちづくり協働推進課(なは市民協働プラザ3階) (3) 市政情報センター(本庁舎1階) (4) 各支所(首里支所、真和志支所、小禄支所) ※(2)～(4)は縦覧のみ	
<b>3.提出先・方法</b> (1) 直接提出: まちづくり協働推進課(なは市民協働プラザ3階) 受付時間: 9:00～17:00(土日・祝祭日を除く) (2) 郵送: 〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 那覇市まちづくり協働推進課 宛 (3) FAX : 098-861-3126 (4) メール : C-katu002@neo.city.naha.okinawa.jp	<b>5.問い合わせ先</b> 那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課 【電話】098-861-3846 【FAX】098-861-3126